

西区役所広報担当業務非常勤嘱託職員要綱

制 定	平成 27 年 4 月 1 日
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日
一部改正	平成 29 年 12 月 25 日
一部改正	平成 30 年 6 月 1 日

1 目的

この要綱は「大阪市非常勤嘱託職員要綱」に基づき任用される西区役所広報担当業務非常勤嘱託職員（以下「非常勤嘱託職員」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

非常勤嘱託職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 区広報紙の編集に関する事
- (2) 区ホームページ・フェイスブック等による情報発信に関する事
- (3) 区の施策やイベント情報等の報道機関への提供に関する事
- (4) 広報デザインに関する助言等の業務に関する事
- (5) その他、広報担当業務主管課の事務に係る補助業務に関する事

3 任用

非常勤嘱託職員の選考は、実務経験を有する者のうちから、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 書類（事前課題）
- (2) 面接
- (3) 経歴、資格

4 任用期間

任用期間の更新の基準日は、毎年4月1日とし、任用期間の更新を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況並びに前年度の勤務実績等を総合的に勘案し、その任用期間を2回に限り更新することがある。

5 勤務時間等

- (1) 非常勤嘱託職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

「勤務日数」

1日6時間勤務 週5日

「勤務時間」

午前9時45分から午後4時30分まで

「休憩時間」

午後0時15分から午後1時まで

「休日」

(a) 日曜日及び土曜日

(b) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

(c) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）。

(2) 主管課長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。

(3) 主管課長は、前2項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(4) 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の6日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の6日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定するものとする。

ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の21日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。

6 報酬

非常勤嘱託職員の報酬等は次のとおりとする。

(1) 報酬は、月額168,000円とする。

(2) 交通費については、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の適用を受ける職員の通勤手当の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。